

保護者様

社会福祉法人泉会 坂田保育園

## 感染症の場合の登園について

保育園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復のため及び周囲の子ども達へうつすおそれがあるため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断及び治療を受けられ、病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、下記①～⑧の感染症については医師より「登園通知書」に記入してもらい、保育園へ提出してお子さんを登園させるようにしてください。

◎次のような病名の際は登園を遠慮していただきます。

- ①百日咳      ②麻疹      ③風疹      ④流行性耳下腺炎  
⑤水痘      ⑥結核      ⑦咽頭結膜炎      ⑧髄膜炎菌性髄膜炎

専門医様

現在かかっている病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園して良い」旨の指導をお願い致します。更に上記①～⑧の感染症については下記の「登園通知書」により、保育園あてにお知らせくださるようお願い申し上げます。

### 【登園通知書】

\_\_\_\_\_組      \_\_\_\_\_園児名

上記の園児は      \_\_\_\_\_のため      \_\_\_\_\_月      \_\_\_\_\_日より

登園を中止させていましたが、診断の結果、治癒しましたので、

\_\_\_\_\_月      \_\_\_\_\_日より登園しても差し支えないことを証明します。

\_\_\_\_\_年      \_\_\_\_\_月      \_\_\_\_\_日

医療機関名

医師名

印